

予算と税金(その8)

経済安定九原則

昭和二三年(一九四八)二月、GHQ(連合軍総司令部)は日本政府に対し、異常なインフレを抑制し日本経済を短期的に自立化することを目的として「経済安定九原則※」を指令しました。

※「経済安定九原則」

- ① 予算の均衡を図ること
- ② 徴税を促進強化すること
- ③ 資金貸出に限度を設けること
- ④ 賃金の安定を図ること
- ⑤ 物価統制を強化すること
- ⑥ 外国為替管理を強化すること
- ⑦ 輸出増加のため資材割当、配給制度を効率化する
- ⑧ 主要国産原料、製品を増産すること
- ⑨ 食糧の集荷計画の効率化を図ること

この指令の中に「予算の均衡化」「徴税の強化」「食糧の集荷計画の効率化」があり、これに基づき前号(ふるさと端野48)で記述した「過酷な農業所得税」が課され、「米、麦類等の強制供出」が行われました。  
また、市町村の税制改正が行われ、これまでもより課税する客体が大幅に広げられました。

村税条例の改正

端野村においても税条例の全文改正があり、課税対象となるものが大幅に増えました。改正された税条例の概要は左表のとおりです。

「村税条例(改正後)」

課税する税目が多岐にわたり、かつ、課税するにあたり実態調査と課税徴収業務に加えて、道税の多くの徴収業務を市町村が担っていましたので、役場の税務関係職員の方々の苦労は大変であったといわれています。

一、道税付加税として(カッコ内は税率)

①地租付加税	(第1種 宅地賃借価額の120/100) (第2種 その他賃借価額の370/100)
②家屋税付加税	(第1種 賃貸価額の200/100) (第2種 その他賃貸価額の666/100)
③営業税付加税	(道税として納付した税額の225/100)
④自動車税付加税	(同 200/100)
⑤電柱税付加税	(同 100/100)
⑥不動産取得税付加税	(同 100/100)
⑦狩猟者税付加税	(同 100/100)
⑧家畜税付加税	(同 100/100)
⑨遊興税付加税	(同 100/100)
⑩木材取引税付加税	(同 100/100)
⑪原動機税付加税	(同 100/100)
⑫電気ガス税付加税	(同 100/100)
⑬家畜移出税付加税	(同 100/100)
⑭建物改修税付加税	(同 100/100)
⑮余裕住宅税付加税	(同 100/100)

二、端野村独自で課税する税目

①村民税	所得階層を20級に分け課税、23年度1戸平均240円
②自転車税	1台150円
③荷車税	農業用1台 300円、営業用1台 400円、補導車1台(農業用)400円、(営業用)600円
④金庫税	体積により1個500円から2,500円
⑤犬税	1頭200円
⑥養蜂税	第1種転飼養蜂1郡 200円、第2種定飼養蜂1分郡 50円
⑦馬橋税	第1種農業用1台 150円、第2種その他1台 200円、第3種 営業用1台 400円
⑧ミン税	第1種営業用1台 500円、第2種自家用1台 150円
⑨特別家畜税	第1種2歳牛馬1頭 200円、第2種山羊1頭 50円
⑩衡器	重量計測器、計量により1台 50円から700円
⑪特別原動機税	(主として自家用)1馬力 50円
⑫家畜取得税	牛、馬、豚、山羊、綿羊、取得価額の 2/100
⑬立木伐採税	薪炭用1石あたり 5円
⑭耕地利用税	田、畑1反あたり 6円

## 地方税法の大改正

戦後の経済的混乱から抜け出し、復興の兆しが見え始めた昭和二十五年（一九五〇）七月、道府県及び市町村における税金の賦課及び徴収等に関する基本法である「地方税法」が制定されました。これに伴い同二十六年六月、「端野村税賦課徴収条例」が制定され、これまでの国税、道府県税の賦課税の体系から、市町村独自の税体系に大幅に改正され、現在の市町村税の基盤が作られました。

\* 改正後の市町村税の体系は左表のとおりです。

市町村民税	市町村内に居住する住民及び法人に対し、所得の割合に応じ一定の税率により賦課する
固定資産税	市町村内の土地（宅地、畑、田、牧野、原野、山林等）及び償却資産を価額評価し、これに一定の税率を乗じ賦課する
自転車税	1台 350円
荷車税	ゴム輪1台 1千円、金輪1台 800円、荷積大車1台 300円 リヤカー及び小車1台 200円
電気ガス税	使用料の10%
鉱区税	評価価額の1%
木材取引税	取引価額の6%
広告税	立看板・掛看板1個 50円、野立看板・建屋看板 照明広告1坪あたり 300円、ポスター1戸あたり 10円 チラシ1戸あたり 5円
法定外普通税	（ミン税 自家用1台 350円）（犬税1頭あたり 350円） ※この法定外普通税は、昭和32年度まで継続されました。

昭和21年度から昭和30年度までの主要な支出（歳出）～当初予算～（単位：千円）

年度	予算総額	役場費	教育費	土木費	環境衛生福祉費	農林商工費	公債費
昭和21年度	215,329	88,595	40,534	2,100	41,468	4,080	18,820
(割合)		41.4%	18.8%	0.9%	19.2%	1.9%	8.7%
同 22年度	1,248,470	411,024	251,870	14,500	341,739	4,550	15,661
(割合)		32.9%	20.2%	0.1%	27.3%	0.03%	0.12%
同 23年度	7,139,282	1,649,368	998,008	2,027,350	959,780	510,100	69,110
(割合)		23.1%	14%	28.4%	13.4%	7.1%	0.97%
同 24年度	41,298,620	4,871,296	11,171,058	16,994,815	4,332,671	1,208,987	173,235
(割合)		11.8%	27%	41.2%	105%	2.9%	0.4%
同 25年度	33,659,996	5,443,276	9,870,361	9,637,300	3,627,342	1,499,142	369,354
(割合)		16.2%	29.3%	28.6%	9.9%	4.5%	1.1%
同 26年度	49,888,658	3,534,519	16,101,954	19,616,154	4,450,496	2,227,203	517,434
(割合)		7.1%	32.3%	39.3%	8.9%	4.4%	1.1%
同 27年度	67,276,382	4,627,810	20,076,319	30,272,834	2,358,559	2,571,273	885,151
(割合)		6.8%	29.8%	44.9%	3.5%	3.3%	1.3%
同 28年度	64,276,382	7,743,282	11,099,891	17,422,920	11,656,341	4,207,020	1,899,831
(割合)		12%	17.3%	27.1%	18.1%	6.5%	2.9%
同 29年度	46,005,000	10,610,150	10,153,710	4,735,300	5,128,950	5,699,170	2,488,630
(割合)		23.1%	22.1%	10.3%	11.1%	12.4%	5.4%
同 30年度	40,591,110	10,796,400	9,679,690	2,952,280	1,710,020	4,766,130	3,080,870
(割合)		26.6%	23.8%	7.3%	4.2%	11.7%	7.6%

\*備考 役場費～職員給与、旅費等に要する経費  
教育費～小中学校校舎の維持管理、修繕、新設、燃料費、教材教具等の購入、  
仕丁等の人件費（教員の人件費を除く）に要する経費  
土木費～道路、河川、橋等の維持管理費、新設改良に要する経費  
環境衛生福祉費～伝染病の予防、村民の健康管理、環境整備、生活、医療、  
助産扶助等に要する経費  
農林商工費～農業、林業、商工業の振興等に要する経費  
公債費～諸事業を実施するために、国、道、その他金融機関から借入した  
お金の「償還金」

\*参考事項

- 昭和26年度から、役場費が減っているのは、これまで役場職員全員の  
人件費は「役場費」で計上していましたが、教育、土木、農林業、環境  
衛生福祉等の人件費をそれぞれの項目別に分けたため。
- 環境衛生福祉費で、昭和28年度が相当額増加しているのは、端野村で  
初めて「村営住宅」12戸を建設した経費。

## 支出（歳出）は、社会資本の充実に重点

戦後の昭和二十一年度から同三〇年度までの、端野村における予算の支出（歳出）は、左表のとおりでした。

戦前の予算の歳出の九割近くが「役場費」「教育費」でしたが、戦後は新しい教育制度により中学校の新設（端野中学校、緋牛内中学校、川向中学校、協和中学校、忠志中学校北登中学校）による教育環境の整備に多大な経費を要しましたが、これに加え道路や橋、

河川等の改修や新設、医療、福祉施設等（端野診療所、伝染病隔離病舎、引揚者住宅、村営住宅等の建設、生活、医療扶助）の充実に重点が置かれました。

また、端野村の基幹産業である農業の振興については、戦前の「農会」が戦後解散し、昭和二三年三月、端野村農業協同組合（同共済組合）が創立され、端野村との連携のもと農業資材の確保を始め、土地改良や農業技術の向上のため様々な施策を実施し、今日の端野農業の基盤を創り上げました。

田中 誠